

ゴール6の達成に向けた JICA の取り組み方針

ゴール6：すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。

1. 現状認識

(1) 水・衛生分野への支援はなぜ必要か

水は人間の生存に不可欠であり、飲料水や生活用水としてのみならず、食料生産や、生計を確保するための経済活動に必要なものとして、直接的・間接的に人間の生活を支えている。人間が健康で文化的な生活を営むには、良好な水環境を保全するとともに、適切かつ効率的に水を利用し、健全な水循環を構築・維持していく必要がある。

安全な水の供給と衛生の改善は、人間の安全保障の観点からも非常に重要な課題である。下痢症、赤痢、コレラ等の水因性疾病により年間50万人が死亡しており、その多くは乳幼児である。乳幼児の低体重や栄養失調の50%は、不衛生な水や不十分な手洗い等に起因する頻繁な下痢や寄生虫症に関連している。2015年時点で約6.6億人が安全な飲料水を利用できておらず、毎日水汲みを行っている人も多く、それに費やされる時間や労働は、所得創出につながる経済活動や子供の教育等の機会を奪い、社会や経済の発展を阻害している。しかも水汲みが女性や子供の仕事とされている国が多いため、ジェンダー、教育、母子保健等の観点からも重要な問題となっている。また、基本的な衛生施設（トイレ）が使えない人々が24億人、うち10億人は野外排泄を行っており、水因性疾病の多発等により人々の健康に対する重大なリスクとなっているのみならず、個人の尊厳やプライバシーの保護の観点からも問題となっている。

水・衛生分野の問題は、今後益々深刻化することが懸念されている。人口増加や経済発展、生活水準の向上等に伴って水需要及び排水量が増え続け、水不足や水質汚濁が社会の安定や経済発展に対するリスクであるという見方が強まっている。世界全体の水資源量から見ると、2010年時点では農業用水、生活用水、工業用水等の水需要量に対して、安定的に利用可能な世界の水資源量は7%不足していたが、今後水需要量の増大によって、2030年には水資源量の不足が40%に拡大するとの予測もある。また、水資源の不足により影響を受けている人口で見ると、降水量が少ない、あるいはインフラが未整備といった理由で生活や産業に必要な水が十分に得られていない人々が、2015年時点で29億人以上と言われている。水需要の増大に加えて、気候変動の影響による降水量の偏在化及び降水期の集中化も予測されていることから、将来の人々への影響はさらに深刻なものになる。取水量の約7割は灌漑に利用されているほか、水は発電にも利用されており、水不足が食料やエネルギー確保等の安全保障に対する制約要因になることも懸念されている。また、人間の活動に由来する排水の80%以上が未処理のまま河川や海に放流されており、生活環境の悪化や公共用水域の汚濁、生態系

への影響等が深刻化している。このように、水・衛生分野の問題は多分野にまたがり相互に関連しているため、利水・治水・水環境等の側面や幅広い利害関係者を総合的に考慮して水資源を管理する必要がある。さらに、生活水準の向上に伴い、より質の高い水供給・衛生サービスを求めるニーズも高まると考えられている。

（２）我が国の取り組み

我が国は、かつてはコレラ等の水因性疾病の蔓延、渇水による給水制限の頻発、終戦直後の70-80%にも及んだ漏水、地下水の過剰揚水による地盤沈下、洪水の頻発、生活排水、工場排水等による河川や湖沼の水質汚濁など多くの問題に直面してきたが、それらを克服してきた。今日、100%近い水道普及率を達成し、24時間蛇口から飲用に適した水が供給されているほか、地盤沈下は沈静化し、工業用水の再利用や漏水の抑制など、水利用の効率化についても世界有数の実績を持つ。また、下水道を中心とした污水处理施設の普及率は約90%に達し、1960年代から深刻であった水質汚濁問題を克服しつつあり、汚水の高度処理、都市部の浸水の防除、再生水の利用、下水処理の過程で発生する汚泥の再利用等においても優れた実績と技術レベルを有している。また、アジア水環境パートナーシップ（WEPA）等の国際的な取り組みを主導している。

日本は自国の経験を活用し、活発な国際協力を展開してきており、水供給・衛生分野では2007年以来、援助額において世界のトップドナーとなっている。

（３）JICAの強み

水・衛生分野の課題解決には、上下水道、灌漑水路、ダム等のインフラ整備が必要とされる場合が多く、かつ水資源の開発、公平な配分、施設の運転・維持管理、建設投資や維持管理費用の回収、基準やガイドラインの策定等を実現するための個人、組織、制度、社会システムの包括的な能力開発（以下「キャパシティ・ディベロップメント」）が不可欠となる。このようなインフラ整備とキャパシティ・ディベロップメントに対して、JICAは資金協力と技術協力を組み合わせた協力を行っている。

また、マスタープランの策定等の技術協力や、協力準備調査による事前の周到的調査に基づく資金協力が行われており、データや技術的な検討に裏付けられた、長期的な視点を踏まえた協力を重視している。

JICAは日本国内の省庁、地方自治体、公的機関・団体、大学・研究機関、民間企業等の機関と幅広いネットワークを有しており、我が国が培ってきた知見、経験、技術の動員が可能である。

2. 注力するターゲット

ゴール6には6つのターゲットがある。我が国の取り組みやJICAの強み、今後の課題の重要性等を考慮し、JICAは以下の①に記載した4つのターゲットを、併せて記載した理由により、重点的に取り組むターゲットとして選定する。

① JICAの強みを踏まえ、重点的に取り組むターゲット

・ 6.1 安全で安価な飲料水への普遍的かつ平等なアクセス

これまでの水・衛生分野の協力において最も協力実績が多く、顕著な成果を上げてきた分野である。人間の安全保障の観点からも重要である。

・ 6.3 未処理の排水の半減や水の再利用の増加等による水質改善

協力実績の多い分野であり、経済発展や都市化に伴う水質汚濁は今後益々重要な課題となる。

・ 6.4 水利用効率の改善と持続可能な取水による水不足の減少

漏水対策を含む無収水対策及び灌漑用水の効率的利用に関する協力や、水資源開発・管理マスタープランの策定支援の実績が多く、限られた水資源の効率的な利用や水不足への対応が求められる中、今後益々必要性が高まる分野である。

・ 6.5 統合水資源管理

統合水資源管理は、これまで国際社会がその必要性を訴え開発途上国も体制を整備しつつあるが、意識的に実践された事例はまだ少ない。水に起因する諸課題が顕在化する中、今後取り組みを強化すべき分野である。

② 他のゴールとの連携によって取り組むターゲット

・ 6.2 適切かつ平等な衛生施設と衛生的行動へのアクセス、野外排泄の撲滅

ゴール3（健康）、ゴール4（教育）等への支援と協調して取り組む。

・ 6.6 水に関連する生態系の保護・回復

ゴール15（森林・生物多様性）への支援と協調して取り組む。

3. 実現のための重点的取り組み

（1）JICAの優位性を活かした貢献

JICAはキャパシティ・ディベロップメントとインフラ整備の双方への協力、長期的な視点を踏まえた協力、及び国内の幅広いネットワークと我が国が培ってきた知見、経験、技術を活用した協力が可能という強みを持っている。これらを活かした協力を推進する。また、これまでの協力を通じてパートナー関係を構築した開発途上国の水・衛生関連機関の知見も動員し、開発途上国間の南南協力も推進する。

（2）都市部の水供給分野に対する取り組み（主にターゲット6.1、6.4）

都市給水分野では、JICAは安全な飲料水源へのアクセスの拡充のみならず、必要な時に家の近隣で適切な水質の水が手頃な価格で持続的に入手可能であるというサービス水準の向上も目指す。人口増加、都市化、及び生活水準向上によって、都市部を中心にインフラ整備への需要が益々高まると考えられており、資金源として水道料金収入の確保や官民からの資金の動員が必要である。それらの資金調達的前提となるのが、国の水道政策や、水道事業体の健全な経営・運営能力である。水道事業体の経営・運営能力強化のためには、政策制度の整備、市民の水道事業に対する

理解の促進、無収水率低減等、様々な重要な取り組みが行われる。相手国や対象水道事業体の発展段階に応じて、インフラ整備による収入基盤の拡大と制度・社会面も含む包括的な能力強化を支援し、能力が高まるにつれて民間資金を含む自立的な資金の調達や民間セクターの活用促進を視野に入れた支援を考慮する。

都市給水分野の支援にあたっては、地方自治体を始め、産官学との連携を引き続き強化し、我が国に長年蓄積されたノウハウを活用するとともに、草の根技術協力や研修事業、提案型事業の推進等を通じた地方創生にも資する取り組みを行う。

(3) 村落部の水供給分野に対する取り組み（主にターゲット 6.1、6.2）

村落給水分野では、JICA は安全な飲料水源へのアクセスの改善に引き続き取り組み、住民による運営・維持管理体制と行政のサポート体制強化への支援、及び衛生意識の啓発支援を組み合わせ、女性の参画を積極的に促進する。衛生改善については保健・教育分野とも協力し、女性及び女子等のニーズに特に配慮しつつ、学校トイレの整備、JICA ボランティアによる衛生意識啓発活動等も含めた取り組みを行う。

(4) 水質改善分野に対する取り組み（主にターゲット 6.2、6.3）

SDGs では適切な排水処理、汚泥の処理・処分、水の再利用等の推進が求められており、衛生施設へのアクセスの改善のみならず、生活雑排水も含めた下水道等の汚水処理施設の整備や適切な維持管理が重要となる。JICA は流域の総合的管理の観点で踏まえて、公共用水域の水質保全に向けた法制度やモニタリング体制の整備、汚水処理施設や衛生施設に関する制度・体制整備及び能力強化、インフラ整備等の協力を進める。その際には、これらの知見・ノウハウや技術を有する日本の地方自治体・民間企業との連携を図り、日本の技術やノウハウの活用にも併せて取り組む。

(5) 統合水資源管理分野に対する取り組み（主にターゲット 6.4、6.5、6.6）

統合水資源管理を推進するためには、自然科学的技術と社会科学的技術を併用する必要がある。これまで JICA は水資源開発や管理に関するモニタリング強化や計画策定等、水を計測し開発・管理するための自然科学的技術に基づいた調査や協力の実績が多い。水に関する問題が顕在化する中、今後は様々なセクターの多様なステークホルダーの利害関係を調整し、社会的合意形成に基づいて水関連事業を促進するための社会科学的技術も積極的に活用する。そのために、対象となる社会・文化及びステークホルダーの十分な理解、自然科学的技術に基づく調査の成果の分かり易い説明と関係者間での共有、合意形成プロセスの枠組み形成と促進、慣習法を含む法制度や利害調整メカニズムの整備、利害調整・合意形成のプロセスや成果を分かりやすく関係者と共有するための工夫等に積極的に取り組む。また、水資源を水量・水質の両面から持続的に利用するため、水資源の開発・管理・配分に関するマスタープランの策定や、水資源のモニタリング能力強化の支援を行う。

以上